

富山県報

平成21年 3 月 6 日 金 曜 日

第 3001 号

目 次	
告 示	
○指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出	1
○障害者自立支援法第59条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関の指定	
○都市計画事業の事業計画の変更認可	2
公安委員会公告	
○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催	3

告 示

富山県告示第124号

指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出について

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第65条の規定により次のとおり指定自立支援医療機関の指定を辞退する旨の申出があったので、同法第69条第 3 号の規定により公示する。

平成21年 3 月 6 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	予告期間の終了の年月日
名称	所在地			
射水市民病院	射水市朴木20番地	育成医療、更生医療	眼科に関する医療	平成21年 2 月 28 日

富山県告示第125号

障害者自立支援法第59条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関の指定について

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第59条第 1 項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第 1 項の規定により公示する。

平成21年 3 月 6 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
クスリのアオキ黒部中央薬局	黒部市牧野 817 番 1	精神通院医療		平成21年 3 月 1 日
総曲輪薬局	富山市総曲輪 4－8－10高井ビル 1F	精神通院医療		平成21年 3 月 1 日
チューリップ山王薬局	砺波市山王町 4 番 5 号	精神通院医療		平成21年 3 月 1 日
日本調剤富山大前薬局	富山市杉谷 106 番地 4	精神通院医療		平成21年 3 月 1 日

富山県告示第126号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成21年 3 月 6 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 施行者の名称
高岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
富山高岡広域都市計画道路事業
3・4・409号 中川和田線

3 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし

4 事業施行期間

平成元年10月25日から平成26年 3 月31日まで

~~~~~  
公 告  
~~~~~

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条の 3 第 1 項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第 5 条の 8 第 2 項の規定により公告する。

平成21年 3 月 6 日

富山県公安委員会委員長 中尾 哲雄

1 講習会の日時及び場所

日	時	場 所
平成21年 4 月 8 日(水)	午前 9 時～ 午後 5 時	富山市新総曲輪1番 7 号 富山県警察本部 会議室
平成21年 5 月13日(水)		
平成21年 6 月10日(水)		
平成21年 7 月 8 日(水)		
平成21年 8 月12日(水)		
平成21年 9 月 9 日(水)		
平成21年10月14日(水)		
平成21年11月11日(水)		
平成21年12月 9 日(水)		

2 受講対象者

法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受けようとする者（現に猟銃又は空気銃の所持の許可を受けている者は除く。）

3 受講手続

(1) 申込書の提出

受講を希望する者は、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第 6 条の 4 の規定により、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2 通に本人の写真（申込書提出前 6 箇月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景で、縦36mm×横24mmの大きさのもの）2 枚を添え、住所地を管轄する警察署を経由して富山県公安委員会に提出すること。

(2) 申込書の提出期限

申込書は、受講しようとする講習会の開催日の10日前までに提出すること。

(3) 受講手数料

受講手数料として、6,800円を富山県収入証紙により納入することとし、納付書にはり付けること。

4 考査の実施

講習の終了後、受講者に対しその場で考査を行い、当該講習事項に関し必要な知識を修得したと認められる者に対して、講習修了証明書を交付する。

5 その他

- (1) 受講希望者が 2 名以下の場合は、開催しない。
- (2) 受講に当たっては、筆記用具を携行すること。
- (3) 詳細については、住所地を管轄する警察署へ問い合わせること。

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条の 3 第 1 項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第 5 条の 8 第 2 項の規定により公告する。

平成21年 3 月 6 日

富山県公安委員会委員長 中尾 哲雄

1 講習会の日時及び場所

日	時	場 所
平成21年 5 月25日（月）	午後 1 時30分 ～午後 4 時	富山市秋ヶ島183番地 富山県総合体育センター
平成21年 5 月28日（木）		高岡市中川園町13番 1 号 高岡文化ホール
平成21年 6 月 2 日（火）		魚津市天神野新147番地 1 新川学びの森天神山交流館
平成21年 6 月 6 日（土）		富山市秋ヶ島183番地 富山県総合体育センター
平成21年 6 月12日（金）		砺波市栄町717番地 砺波地域職業訓練センター
平成21年 6 月15日（月）		高岡市中川園町13番 1 号 高岡文化ホール
平成21年 6 月18日（木）		富山市秋ヶ島183番地 富山県総合体育センター

2 受講対象者

現に法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持し、かつ、平成21年 6 月 1 日から平成22年 5 月31日までの間に新規許可又は許可の更新を希望する者

3 受講手続

(1) 申込書の提出

受講を希望する者は、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第 6 条の 4 の規定により、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2 通に本人の写真（申込書提出前 6 箇月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景で、縦36mm×横24mmの大きさのもの）2 枚を添え、住所地を管轄する警察署を経由して富山県公安委員会に提出すること。

(2) 申込書の提出期限

平成21年 6 月 6 日の講習会の受講を希望するもの

平成21年 5 月13日（水）

上記以外の講習会の受講を希望するもの

平成21年 5 月18日（月）

(3) 受講手数料

3,000円分の富山県収入証紙を、納付書にはり付けて納入すること。

4 その他

(1) 受講に当たっては、猟銃・空気銃所持許可証及び筆記用具を携行すること。

(2) 詳細については、住所地を管轄する警察署へ問い合わせること。

平成21年 3 月 6 日印刷発行 (小口 1 枚につき40円95銭 消費税含)

発 行 所 富 山 県 (郵便番号930-8501)

印 刷 所 有限会社 立 山 印 刷 工 業

富山市神通本町 1-5-13

電話富山 441-8189番